

市街化調整区域における医療施設の立地に関する取扱指針 新旧対照表

新	旧
<p>市街化調整区域における医療施設の立地に関する取扱指針</p> <p>制 定 平成 28 年 3 月 10 日医医第 482 号（局長決裁）</p> <p><u>最近改正 令和 年 月 日医地第 号（局長決裁）</u></p>	<p>市街化調整区域における医療施設の立地に関する取扱指針</p> <p>制 定 平成 28 年 3 月 10 日医医第 482 号（局長決裁）</p> <p><u>最近改正 令和 5 年 3 月 31 日医医第 1897 号（局長決裁）</u></p>
第1条～第7条 省略	第1条～第7条 省略
<p>附 則</p> <p>この指針は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>附 則</p> <p>この指針は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この指針は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この指針は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>附 則</p> <p>この指針は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。</p>
<p>別表 1</p> <p>1 医療政策上必要な医療施設の要件は、次の表の○印のいずれかに該当するもの (省略)</p> <p>2 建設用地について</p> <p>医療施設の整備は、市街化区域で行うことを基本とするが、市街化調整区域で特例的に認める場合は、地域医療の提供体制に配慮し、次の(1)～(4)の事項を満たすこと。</p> <p>((1)～(2) 省略)</p> <p>(3) 次の区域は、原則として建設予定地内には含まないこと。 なお、都市計画法第 34 条第 14 号に基づく横浜市開発審査会提案基準第 33 号「医療施設の建築行為等の特例措置」に規定される基準については、当該基準によること。 (ア～カ 省略)</p>	<p>別表 1</p> <p>1 医療政策上必要な医療施設の要件は、次の表の○印のいずれかに該当するもの (省略)</p> <p>2 建設用地について</p> <p>医療施設の整備は、市街化区域で行うことを基本とするが、市街化調整区域で特例的に認める場合は、地域医療の提供体制に配慮し、次の(1)～(4)の事項を満たすこと。</p> <p>((1)～(2) 省略)</p> <p>(3) 次の区域は、原則として建設予定地内には含まないこと。 なお、都市計画法第 34 条第 14 号に基づく横浜市開発審査会提案基準第 33 号「医療施設の建築行為等の特例措置」に規定される基準については、当該基準によること。 (ア～カ 省略)</p>

キ 「民有樹林地の現況調査（横浜市緑地資源の総点検：平成 17 年 3 月緑政局）における、市街化調整区域内の「緑の七大拠点」及び「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」（緑の 10 大拠点）の中にある「1,000 m<sup>2</sup>以上の樹林地で図面に明示された区域」で、不動産登記法第 2 条第 18 号に規定する地目が過去 10 年間「山林」の地目である土地（過去 10 年間に山林から山林以外の地目へ登記の変更又は訂正が行われた土地を含む。）かつ地方税法第 341 条第 10 号に規定する土地課税台帳に登録された地目が過去 10 年間「山林」の地目である土地（過去 10 年間に山林から山林以外の地目へ変更された土地を含む。）

((4) 省略)

キ 不動産登記法第 2 条第 18 号に規定する地目が過去 10 年間山林、田、畠（以下「山林等」という。）の地目である土地（過去 10 年間に山林等から山林等以外の地目へ登記の変更又は訂正が行われた土地を含む。）かつ地方税法第 341 条第 10 号に規定する土地課税台帳に登録された地目が過去 10 年間山林等の地目である土地

((4) 省略)

別表 2

担当部局	施 策
<u>みどり環境局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市環境の保全 及び創造に関する基本条例</li> <li>・ 横浜市水と緑の基本計画</li> <li>・ 横浜みどりアップ計画</li> </ul>
建築局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市開発事業等の調整等に関する条例</li> </ul>
都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市地域まちづくり推進条例</li> <li>・ 横浜市都市計画マスターplan</li> </ul>
医 療 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ よこはま保健医療プラン</li> </ul>

別表 2

担当部局	施 策
<u>環境創造局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市環境の保全 及び創造に関する基本条例</li> <li>・ 横浜市水と緑の基本計画</li> <li>・ 横浜みどりアップ計画</li> </ul>
建築局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市開発事業の調整等に関する条例</li> </ul>
都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市地域まちづくり推進条例</li> <li>・ 横浜市都市計画マスターplan</li> </ul>
医 療 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ よこはま保健医療プラン</li> </ul>

別表 3

<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・政策経営局経営戦略課担当課長</u></li> <li><u>・みどり環境局戦略企画課課長</u></li> <li><u>・みどり環境局戦略企画課担当課長</u></li> <li><u>・みどり環境局公園緑地管理課担当課長</u></li> </ul>
---

別表 3

<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・政策局政策課担当課長</u></li> <li><u>・環境創造局政策課長</u></li> <li><u>・環境創造局政策課</u></li> <li><u>・みどり政策調整担当課長</u></li> </ul>
--

・みどり環境局農政推進課長

- ・建築局企画課長
- ・建築局宅地審査課  
　　宅地企画担当課長
- ・建築局調整区域課長
- ・都市整備局企画課長
- ・都市整備局地域まちづくり課  
　　担当課長
- ・関係区区政推進課長
- ・医療局地域医療課長
- ・その他、医療局長が必要と認めた者

・環境創造局みどりアップ推進課

　　担当課長

- ・環境創造局農政推進課長
- ・建築局企画課長
- ・建築局宅地審査課  
　　宅地企画担当課長
- ・建築局調整区域課長
- ・都市整備局企画課長
- ・都市整備局地域まちづくり課  
　　担当課長
- ・関係区区政推進課長
- ・医療局地域医療課長
- ・その他、医療局長が必要と認めた者

(第1号様式)

年　月　日

横 浜 市 長

住 所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)

開設者

氏 名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)

市街化調整区域における医療施設の立地に関する申出書

1 ((1) ~ (6) 省略)

2 移転先等となる候補地について

場 所	横浜市	区	町	番地他
	最寄りの駅・バス停からの距離 :		駅・バス停から	m
	現在の病院からの距離			m

(第1号様式)

年　月　日

横 浜 市 長

住 所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)

開設者

氏 名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)

市街化調整区域における医療施設の立地に関する申出書

1 ((1) ~ (6) 省略)

2 移転先等となる候補地について

場 所	横浜市	区	町	番地他
	最寄りの駅・バス停からの距離 :		駅・バス停から	m
	現在の病院からの距離			m

土地 ・ 建 物	敷地面積	建築物の建築面積（見込み）	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	土地 ・ 建 物	敷地面積	建築物の建築面積（見込み）	m <sup>2</sup>
	建築物の延床面積（見込み）	建築物の階数（見込み）				建築物の延床面積（見込み）	建築物の階数（見込み）	
用 途 地 域	m <sup>2</sup>	地下： 階・地上： 階			用 途 地 域	地下： 階・地上： 階		
土 地 取 引	□ 既に取引済み □ 今後取引予定（ 年 月頃）				土 地 取 引	□ 既に取引済み □ 今後取引予定（平成 年 月頃）		
選 定 理 由					選 定 理 由			
現在の 土 地 利 用 状 況					現在の 土 地 利 用 状 況			
法令等 による 区 域 指 定	□農用地区域 □保安林 □近郊緑地特別保全地区 □特別緑地保全地区 □「みどりアップ計画」による保全策を行う地域 □土地利用計画等から支障のある区域 □地目が過去 10 年間山林である土地				法令等 による 区 域 指 定	□農用地区域 □保安林 □近郊緑地特別保全地区 □特別緑地保全地区 □「みどりアップ計画」による保全策を行う地域 □土地利用計画等から支障のある区域 □地目が過去 10 年間山林、田、畠である土地		
(3～5 省略)					(3～5 省略)			